

議案第82号

総社市自転車駐車場指定管理者の指定について

総社市自転車駐車場指定管理者を次のとおり指定する。

- |             |                        |
|-------------|------------------------|
| 1 施設の名称     | 東総社駅自転車駐車場及び服部駅自転車駐車場  |
| 2 指定管理者の名称  | 公益社団法人総社市シルバー人材センター    |
| 3 指定管理者の所在地 | 総社市門田717番地1            |
| 4 指定の期間     | 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで |

令和7年11月28日提出

総社市長 片岡聰一

提案理由

総社市自転車駐車場指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、市議会の議決を経ようとするものである。



## 東総社駅自転車駐車場及び服部駅自転車駐車場の指定管理者の概要

## (1) 指定管理者となる団体の概要

名 称 公益社団法人総社市シルバー人材センター

代表者 理事長 岡 真司

所在地 総社市門田 717番地1

設 立 昭和63年2月15日

## 団体の主たる目的

定年退職者等の高齢者の希望に応じた臨時的かつ短期的な就業又は  
その他の軽易な業務（当該業務に係る労働力の需要の状況、当該業務の  
処理の実情等を考慮して厚生労働大臣が定めるものに限る。）に係る就業  
の機会を確保し、及びこれらの者に対して組織的に提供すること等に  
より、その能力を生かした就業その他の多様な社会参加活動を援助して、  
これらの者の生きがいの充実と福祉の増進を図るとともに、活力ある  
地域社会づくりに寄与することを目的とする。

## 施設管理実績

- ・総社市勤労者総合福祉センター
- ・総社市総社ふれあいセンター
- ・総社市総合文化センター（夜間）
- ・総社市雪舟生誕地公園
- ・砂川公園（市指定管理）
- ・吉備路風土記の丘

## (2) 選定の経緯

総社市シルバー人材センターは、高齢者の雇用確保を目的とする公益  
社団法人であり、高齢者が社会参加できる場を提供することで地域社会の  
活性化につなげている。また、当該団体は平成18年度から当該指定管理  
業務を請け負っており、期間中の業績も良好であることから、総社市公の  
施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第2条ただし書を適用し、  
選定を公募とせず、当該団体から指定管理者指定申請書を提出させて、  
その内容を審査したところ、適切であると判断したため、当該団体を指定  
管理者として選定したものである。